

特記仕様書

工事番号： 第25-41360-0023号
 路線河川名： 国道289号 線・筋
 工事名： 道路橋りょう整備（交付）工事（トンネル）
 工事施工箇所： 南会津郡只見町大字叶津地内（仮）平石山トンネル

1 本工事の施工にあたっては、「共通仕様書 土木工事編（令和7年1月20日）」に基づき実施しなければならない。

2 本工事の施工にあたり、該当する項目は、☒としている箇所である。

ただし、以下については、全ての工事に該当する項目である。

- ・第4章 情報共有システム・遠隔臨場
- ・第5章 労働者確保に関する積算方法の試行工事
- ・第6章 快適トイレの設置（災害復旧工事は除く）
- ・第7章 週休2日確保モデル工事等
- ・第8章 建設キャリアアップシステム活用工事
- ・第9章 ふくしまME資格取得者の現場活用
- ・第26章 法定外の労災保険の付保
- ・第27章 異常気象時における現場状況の報告
- ・第28章 再生資源利用計画書
- ・第29章 再生資源利用促進計画書

3 第2章～第6章及び第15章～第22章が適用される場合は、具体的内容を、福島県技術管理課ホームページに掲載しているので、必ず確認すること。

※ 福島県ホームページ＞組織でさがす＞技術管理課＞特記仕様書

4 本特記仕様書は、共通仕様書に優先する。

5 設計図書として扱う図面は以下（別紙）のとおりとする。

図面名	図面番号	葉数	適用
別紙「図面目録」のとおり			
計	全 112 葉		

6 以下（別紙）の図面は参考図とする。

図 面 名	図面番号	葉数	適 用
計	全 葉		

7 本工事の施工にあたって、資機材及び労働者の調達に時間を要することが判明し、受注者から協議があった場合は、工事の一時中止及び工期の変更について、検討し、決定するものとする。

8 設計図書に基づき監督員が受注者に指示した書面及び受注者が提出し監督員が承諾した書面は、設計図書とする。

9 設計変更に係る業務の円滑化を図るためのツールとして「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）※」（福島県土木部）を活用すること。

※技術管理課ホームページ参照

福島県南会津建設事務所

☒第1章 一般共通事項

- ☒1 下記の規制区域に該当するため、監督員と協議のうえ、関係官公庁に対して緊密な連絡をとり、協調を保つものとする。許可関係等がある場合には、監督員と協議のうえ、着手するものとする。

- | | |
|--------------|---|
| 1) 国有・民有保安林 | ☐ 有・ ☒ 無 |
| 2) 鳥獣保護区域 | ☐ 有・ ☒ 無 |
| 3) 国立・県立公園区域 | ☒ 有・ ☐ 無 |
| 4) 鉄道近接区域 | ☐ 有・ ☒ 無 |
| 5) その他 () | ☐ 有・ ☒ 無 |

- ☒2 施工区域内の地下埋設設備の確認について

受注者は、当該工事を実施するにあたり、「建設工事公衆災害防止対策要綱 第5章 埋設物（共通仕様書 土木工事編Ⅲ）」を遵守し、埋設物管理者に対し地下埋設物有無の確認の後に着手すること。

- ☒3 福島県の絶滅のおそれのある野生生物の生息区域との関係 ☒有・☐無

有の場合は、監督員と施工方法、施工時期、保護対策等について綿密な打合せを行うこと。

- ☐4 河道掘削に伴う工事測量

河道掘削工事にあたっての工事着手時の測量については、伐採、伐開除根、表土剥ぎ等を行った上で実施すること。

☐第2章 フレックス工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事はフレックス工事であり、受注者は発注者が示した工期までの間で、工事の始期及び終期を任意に設定できる工事である。

☐第3章 準備期間確保工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は準備期間確保工事であり、受注者は契約締結日から準備期間(〇〇日間)内に着工日を任意に設定できる工事である。

第4章 情報共有システム、遠隔臨場

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

情報共有システム及び遠隔臨場について、実施できない特段の理由等がある場合は、受発注者間の協議を行ったうえで実施の可否を決定する。

第5章 労働者確保に関する積算方法の試行工事

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

☒ 1 労働者確保に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：
15.69 %

現場管理費（率分）に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.96 %

☐ 2 労働者確保及び労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事

本工事は、「労働者確保及び労働者宿舍設置に関する積算方法の試行工事」である。

共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費、労働者宿舍の維持・補修に要する費用）の割合： %

現場管理費（率分）に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用、租税公課）の割合： %

第6章 快適トイレの設置について

（本章は災害復旧工事を除くすべての工事に該当する）

（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は、快適トイレ設置の対象工事である。

設置の可否については、現場環境（工事期間、周辺環境、労働者配置状況等）を踏まえ、あらかじめ受発注者協議を行い、決定すること。

第7章 週休2日確保モデル工事等

（本章はすべての工事に該当する）

（詳細は技術管理課ホームページを参照のこと）

本工事は、「福島県土木部週休2日等工事試行要領」に定める工事のうち、☒としている箇所の対象工事である。

- ☒ 「週休2日確保モデル工事（発注者指定型）」 ☒ 月単位 ☐ 通 期
☐ 「週休2日確保交替制工事（発注者指定型）」 ☐ 月単位 ☐ 通 期
☐ 「完全週休2日モデル工事（発注者指定型）」

なお、「週休2日確保モデル工事（発注者指定型）」及び「週休2日確保交替制工事（発注者指定型）」において、受注者が「月単位の4週8休以上」を希望する場合、受発注者協議の上で変更することができる。

また、本試行対象外工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象とすることができる。

第8章 建設キャリアアップシステム活用工事

（本章はすべての工事に該当する）

- 1 本工事は、『福島県土木部発注工事等における建設キャリアアップシステム活用工事実施要領』の対象工事である。
- 2 受注者は実施要領に定める事項について遵守しなければならない。

（※なお、実施要領は技術管理課ホームページ参照）

第9章 ふくしまME（メンテナンスエキスパート）資格取得者の現場活用

(本章はすべての工事に該当する)

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

☒第10章 総 則

☒ 1 施工計画書

工程管理は ネットワーク により行うものとする。

なお、施工計画書作成にあたっては、「施工計画書作成の手引き（土木工事編）」（技術管理課ホームページ参照）を参考にすることができる。

☒ 2 工事用地等の使用

☑イ) トンネル工（発破工法） 作業に係るヤードとして、別添「仮設備配置図」による土地を使用すること。（土地の使用は可能である。）

□ 2) 使用にあたっての条件、制限等

☒ 3 関連工事

- 1) 工 事 名 : 道路橋りょう整備(交付)工事(入叶津道路)外
 2) 路河川名 : 国道289号 線・筋
 3) 施工箇所 : 南会津郡只見町大字叶津地内
 4) 注意・指示事項 : 工事区間が近接しているため、工事工程の調整を図ること。

□ 4 支給材料及び貸与品

支給材料及び貸与品、またその引き渡し場所等については、下記のとおりとする。

支給品目： 数量：

引渡時期：

引渡場所：

□ 5 工事現場発生品

- 1) 工事現場発生品及びその引き渡し場所は、下記のとおりとする。

発生品目: _____

引渡時期：

引渡場所：

- 2) 従来施設の撤去により発生した_____は、_____材料として再使用するものとし、使用にあたってはあらかじめ監督員の数量検査を受けなければならない。

☒ 6 建設副産物処理

- ☐ 1) 下記の建設副産物は、現地において下記のとおりリサイクル処理するものとする。

建設副産物名	処理方法等	備考

- ☑ 2) 下記の建設副産物は、下記に示す方法で処理するものとする。ただし、施設は指定するものではない。

建設副産物名	処理方法	積算上の施設※
無筋コンクリート殻	(再資源化・ <u>中間</u> ・最終)施設へ搬入	南総建(株)処理施設
スクラップ	(再資源化・ <u>中間</u> ・最終)施設へ搬入	(有)伊南川商事中間処理場リサイクルプラント
伐根物(根)	(再資源化・ <u>中間</u> ・最終)施設へ搬入	(有)伊南川商事中間処理場リサイクルプラント
伐根物(枝葉)	(再資源化・ <u>中間</u> ・最終)施設へ搬入	(有)伊南川商事中間処理場リサイクルプラント

※ 積算上の施設は積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではなく、ここに明示した施設と異なる施設に処理する場合は、監督員の承諾を得ることとするが、設計変更の対象とはしない。なお、受入拒否等により処理施設の条件が異なる場合は、その記録をもって設計協議の対象とする。

- 3) 金属くずについては、簡単に分別可能であり、明らかにスクラップとして売却処分できるものについては、協議の対象とする。

☑ 7 中間検査に関すること

- 1) 以下の対象工事(工種)の「有」について中間検査を実施する。毎月の履行報告時に実施予定時期を報告すること。なお、①～④に複数該当する場合には、中間検査の回数について監督員と協議すること。

対象要件	対象工事 (工種)	実施時期	備考 (具体的な工 種等)
①竣工検査時に確認 困難な工事(工種) (足場、仮設を撤 去すると現場に行 けなくなる等。)	☐ 有 ☒ 無	・対象工種が完成してから足場、 仮設等を撤去するまでの間。	
②不可視部の工事 (工種)で2)に 示すもの	☒ 有 ☐ 無	・不可視部の施工が完了、 又は概ね完了した時。 ・鉄筋構造物については、 配筋が完了、又は概ね完了した時。	2)に示す工 事 (工種)
③工期が1年以上 となる工事。	☒ 有 ☐ 無	・協議による。	
④その他、発注者 が必要とする工 事(工種)	☐ 有 ☒ 無	・製作、仮組みが完了した時。 ・その他、発注者の指示による。	3)に示す工 事 (工種)

注1) 監督員は、有無に○印を付けるとともに、備考に工種を記入すること。
また必要に応じ実施時期を修正すること。

2) ②不可視部の工事(工種)とは次のものとする。

- ☐杭基礎、☐場所打杭、☐深礎杭、☐ケーソン基礎、☐地盤改良
☐捨石均し、☐被覆・根固め均し、☐井筒潜函基礎、☐山腹基礎床掘
☐上層路盤(1,000m²以上の工事)
☒現場打ちのボックスカルバート、擁壁(鉄筋Co)
☐橋台・橋脚、☐現場制作PC橋、☐床版
☐水門・樋門
☐ブロック製作、ケーソン製作
☒覆工Coの前段工事
☐その他【

3) ④その他、発注者が必要とする工種(工事)とは次のものとする。

- ☐桁の仮組立
☐水門扉、☐可動堰、☐スノーシェッド、☐ポンプ施設、☐除塵機、☐栈橋
☐堰堤(Co、盛土)
☐堰(工場制作)、ラバーダム
☐地盤変動等の影響が予想される掘削
☐仮橋、路面覆工(一般交通に供し、指定仮設として設置されるもの)
☐仮堤防(本堤防と同等の機能を求める仮堤防)
☐その他【

□8 監督員による確認及び立会等

監督員による検査及び立会は、共通仕様書によるもののほか下記のとおりとする。

検査及び確認事項	工種・箇所等	段階(確認時期)	備考

□9 施工管理

管理基準等については共通仕様書によるが、下記の工種については下記の規格値等で管理するものとする。

□1) 出来形管理

工種	測定項目及び規格値	測定基準	測定箇所

□2) 品質管理

工種及び種別	試験項目及び試験方法	規格値	試験基準等

□ 3) 写真管理

工 種	撮影項目	撮影頻度	提出頻度

□ 10 コンクリートの圧縮強度試験

「共通仕様書 土木工事編Ⅱ」の「品質管理基準及び規格値」における「1セメント・コンクリート」によるもののほか、下記の構造物に使用するセメント・コンクリートの圧縮強度試験のうち、材齢 28 日圧縮強度試験は公的試験機関で実施すること。

構造物名	コンクリートの品名等	摘 要

☑ 11 用地取得及び支障物件

☑ 1) 工事区域内の用地確保 (☒ 済 ・ ☐ 一部未了)

工事区域内に用地の確保が未了である場合は、監督員と緊密な連絡を保ち、解決に協力すること。

【用地取得見込時期】 年 月 (☐ 上旬 ☐ 中旬 ☐ 下旬)

☑ 2) 工事支障物件 : ☐ 有 ・ ☒ 無

【物件移転予定時期】 年 月 (☐ 上旬 ☐ 中旬 ☐ 下旬)

☑ 12 工事の履行報告 (工程会議)

工事着工後、履行状況については、毎月 25 日 に監督員に提出すること。

なお、休日の場合は、日程について監督員と協議すること。

また、協議様式は、監督員の指示によること。

☑ 13 交通誘導員の配置

交通誘導員は 起点側仮設ヤード出入口及び、ずり運搬先出入口 に 各 1 人 配置する。

交替要員は 交通誘導員の休憩・休息時間において、作業中止とするため 配置しない。

なお、詳細については施工計画書において監督員と協議すること。

☑ 14 作業工程

□ 1) 作業は、 とし、時間帯は 時～ 時までとする。

☑ 2) 作業工程における注意事項 :

休日作業を行う場合は、監督員の許可を得ること。

□ 3) 現道の使用規制について

現道は、 により本工事を施工するものとする。

□ 4) 工事を施工しない日 ☐ 有 ・ ☐ 無 年 月 日

工事を施工しない時間帯 ☐ 有 ・ ☐ 無 _____ : _____ ~ _____ : _____

「工事を施工しない時間帯」は、

☐ 工期全体 ☐ 上記「工事を施工しない日」 ☐ _____ に適用する。

年月日、期間、曜日、「別紙期間」等記載のこと

☒ 15 仮設

☒ 1) 指定仮設の有無 ☒ 有 ・ ☐ 無

☒ 2) 指定仮設

仮設物名	規格・寸法・構造	資料の有無	備考
防音扉	コンクリート充填型	図面 (98/112)	※
防音壁	E・P 型	図面 (99/112)	※

※防音対策工については施工条件に応じて性能照査を行い、当初設計条件に変更が生じる場合は監督員と協議するものとする。

☐ 3) 下記の仮設物は工事完了後も工事現場に存置すること。

仮設物名： _____ 数量等： _____

存置期間： _____

☐ 16 工事における現場環境改善

当該工事で実施する現場環境改善は、下表の計上費目別に指定する項目数を、実施する内容から選択して実施すること。

計上費目	実施する項目数	実施する内容 (率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	()	① 用水・電力等の供給設備 ② 緑化・花壇 ③ ライトアップ施設 ④ 見学路及び椅子の設置 ⑤ 昇降設備の充実 ⑥ 環境負荷の低減
現場環境改善 (営繕関係)	()	① 現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ② 労働者宿舍の快適化 ③ デザインボックス (交通誘導警備員待機室) ④ 現場休憩所の快適化 ⑤ 健康関連設備及び厚生施設の充実等
現場環境改善 (安全関係)	()	① 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等) ② 盗難防止対策 (警報器等) ③ 避暑 (熱中症予防)・防寒対策
地域連携	()	① 完成予想図 ② 工法説明図 ③ 工事工程表 ④ デザイン工事看板 (各工事PR看板含む) ⑤ 見学会等の開催 (イベント等の実施含む) ⑥ 見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 ⑦ パンフレット・工法説明ビデオ ⑧ 地域対策費 (地域行事等の経費を含む) ⑨ 社会貢献

☑ 17 ダンプトラック等の過積載防止について

受注者は、当該工事を実施するにあたり、次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 工所用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等にあたっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプトラックが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
法12条団体等とは、法12条の趣旨に沿って交通安全運動を推進する任意団体を指す。
- 6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7) 以上のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。
- 8) その他

①過積載防止のための実施方法を施工計画書に具体的に記載すると共に、その管理と実施内容を記録すること。

☑ 18 ダンプトラックの表示板について

- ①工事車両には、工事箇所や請負者等が特定できるよう、車両の前面と後面に下図のとおり表示板を設置するものとする。なお、前面の設置位置については、運転手の視界を妨げない位置とする。
- ②現場内での黄色回転等の設置（□必要・□必要なし）
- ③表示板の表示内容については甲乙協議を行い決定すること。

記載例（後）

〇〇〇線	〇〇〇工事
〇〇〇〇会社	
車両管理 NO	〇〇番

記載例（前）

〇〇〇〇会社
車両管理 NO 〇〇番

寸法（前）：20cm×40cm 程度

寸法（後）：30cm×90cm 程度

色 調：白地に朱色文字等
視認しやすい色とする

材 質：マグネット等

※詳細な寸法、材質、色調について
は監督員と協議の上決定するものとする



☑ 19 工事名標示板

本工事には、県産木材を利用した工事名標示板を 2 基設置すること。

□ 20 六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）

本工事は、「六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）」の対象工事であり、下記に示す工事について六価クロム溶出試験（及びタンクリーチング試験）を実施し、試験結果（計量証明書）を提出するものとする。

なお、試験方法は、セメント及びセメント固化剤を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

（六価クロム溶出試験対象工種及び検体数）

工 種	工 法	配合設計段階	施工後段階
		検体	検体
		検体	検体
		検体	検体

（タンクリーチング試験対象工種及び検体数）

工 種	工 法	検体数	備 考
		検体	
		検体	
		検体	

□第11章 材 料

□ 1 設計図書に指示されていない工事材料は下記の仕様による。

□ 1) 一般資材

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考

※ 設計図書に規格等の明示のないものを記載する。

□ 2) 再生材

材料名	規格等	使用箇所	備考

※ 再生骨材・再生アスファルト合材については、運搬距離40kmの範囲までの再資源化施設についてストック量を調査し使用することとする。これにおいても再生材が入手不可能であった場合は、発注者と受注者が協議を行った上で新材を使用することができるものとし、設計変更の対象とする。

□ 2 下記の工事材料については、受注者の責任においてその外観及び品質証明書等を照合して確認した資料、見本等を事前に監督員に提出し確認を受けること。

また、工事材料のうち試験を行わなければならない材料は下記のとおりとする。

種別	材料名	記号等	品種・規格等	備考
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()
				確認資料・見本 ・試験()

※ 備考欄で種別を選択する。(試験のカッコ書きは試験方法を記入する)

- ☑3 次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合又は調達地域内からの購入である場合においても設計価格と乖離がある場合には、事前に監督員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝表等)を監督員に提出するものとし、その費用について設計変更の対象とする。

資 材 名	規 格	調達地域等
コンクリート用碎石	碎石(洗) 15 mm~5 mm 吹付用	会津坂下町
単粒度碎石	4号 30 mm~20 mm	会津坂下町

☑第12章 一般施工

☑1 建設発生土の処理

- ☑1) 他工事への流用: ☐有 ・ ☒無 (数量: _____ m³)

工事名: _____ 路河川名: _____
 施工場所: _____ 市・郡 _____ 町・村 _____ 大字 _____ 字 _____ 地内
 運搬距離 _____ km

☑2) 搬出先

- ① 受入場所: 南会津郡只見町只見地内
 運搬距離 8.2km
 ② 受入場所: 南会津郡南会津町田島田部原地内
 運搬距離 64.1km

なお、受注後、搬出場所や受け入れ費用に変更の必要が生じた場合は、協議により変更すること。協議時には、変更する搬出先が都市計画法(開発許可)、森林法(林地開発)、砂防法、急傾斜地崩壊防止法および盛土規制法(改正宅地造成等規制法)などの諸法令違反ではないことのわかる資料を監督員に提出すること。

搬出後は、最終形状、数量計算書、写真及び運搬距離等の資料を監督員に提出すること。

- ☑3) 公的ストックヤードへの搬出: ☒有 ・ ☐無 (数量: 約 45,000/m³)

- ① 受入場所: 南会津郡只見町只見地内
 運搬距離 8.2km
 ② 受入場所: 南会津郡南会津町田島田部原地内
 運搬距離 64.1km

☒ 2 他工事からの流用土

1) 他工事からの流用: ☐有 ・ ☒無

① 工事名: _____ 路河川名: _____

② 指定・施工場所: _____ 市・郡 _____ 町・村 _____ 大字 _____ 字 _____ 地内 _____

③ 運搬の有無: ☐有 ・ ☐無 (_____ km)

④ 品 質: _____

品質の確認試験 (_____) については、 _____ で実施する。

☒ 3 購入土等

☒ 1) 購入土等の有無: ☒有 ・ ☐無 (数量: 933.8 m³)

☒ 2) 購入土等の種類: ☒購入土 ・ ☐岩ズリ ・ ☐その他 (_____)

☒ 3) 購入土等がある場合は、受注者は施工計画書に購入先を記載して、監督員に提出する。

☐ 4) 購入土等が1工事あたり1,000m³以上の場合、受注者は、工事で使用する購入土等を現場に搬入する前に、購入先の採取計画に関する認可書の写しを監督員に提出し、監督員の確認を受けなければならない。

☐ 4 建設汚泥(泥土)の処理

☐ 1) 汚泥(泥土)は、 _____ による改良を行い、 _____ として再利用する。

☐ 2) 改良目標は、国土交通省令の土質区分基準における _____ とする。

☐ 3) 改良材料等の種類や添加量については設計図書によるものとするが、受注者は各種試験を行い改良目標が得られるような添加量を検討し、監督員と協議するものとする。なお、監督員の承諾が得られ、添加量が当初設計と異なる場合は変更設計の対象とする。

☐ 4) 改良土の品質管理及び改良土を使用した施工の施工管理基準は設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合は監督員と協議するものとする。

☒ 5 レディーミクストコンクリートの養生

☒ 1) レディーミクストコンクリートの養生は、使用するコンクリートの特性をよく理解し、コンクリート種別、打設時期の日平均気温、打設環境に応じて適切な養生を行うものとし、共通仕様書に示す養生期間を遵守すること。また、コンクリートの運搬、打設計画、養生等の方法について、施工計画書に具体的に明記すること。

本工事におけるレディーミクストコンクリートの養生について検討する項目は以下の☒印のとおり。

コンクリート種別	☐ 普通ポルトランドセメント
	☒ 高炉セメントB種 1) ☒ 混合セメントB種 ☐ フライアッシュセメントB種 ☐ シリカセメントB種
	☐ 早強ポルトランドセメント
気象条件	☒ 暑中コンクリート(日平均気温が25℃を超える場合)
	☒ 寒中コンクリート(日平均気温が4℃以下になる場合) 構造物の露出状態 ☐ 連続して、あるいはしばしば 水で飽和される部分 2) ☐ 普通の露出状態

1) 「高炉セメントコンクリートの特性と施工に関する留意点」は技術管理課ホームページ参照

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/kouro-semento.html>

- 2) 水路、水槽、橋台、橋脚、擁壁、トンネル覆工等で水面に近く水で飽和される部分、及びこれらの構造物の他、桁、床版等で水面から離れてはいるが、融雪、流水、水しぶき等のため水で飽和される部分。

□ 6 塗装工

- 1) 塗装回数は下塗____回、中塗____回、上塗____回とする。

- 2) 塗料の種類は下記のとおりとする。

種別及び箇所	細 別	塗料の種類	目標塗膜厚(μm)
工場塗装	下塗り1層		
	下塗り2層		
	中塗り1層		
現場塗装	中塗り2層		
	上塗り1層		
	上塗り2層		

- 3) 素地調整(ケレン)は____とする。

- 4) 詳細の色彩等については監督員と協議のこと。

☑ 7 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物施工

- ☑ 1) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」により施工する。
- ☑ 2) 受注者は、現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたり、設計図書等に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」及び「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン」を採用していない場合は、採用についての協議を行うことが出来る。

□ 第13章 その他施工

□ 1 工法の指定

工法は下記によるものとする。なお、現場条件等により、これにより難しい場合は監督員と協議のこと。

工 種	指 定 工 法	備考

□ 2 建築物又は工作物の解体

石綿障害予防法規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用については、当初設計では計上していないため、それらに要した費用については、発注者と受注者が協議の上、設計変更

で計上するものとする。

また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、福島県工事請負契約約款の関係条項に基づき適切に変更することとする。

☒ 3 重建設機械分解・組立及び輸送に要する費用

下記の機械については、分解・組立及び輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画で分解・組立を必要としない機種・規格を選定し、使用した場合においても、設計変更の対象としない。

工 種	機 種	規 格
掘削・支保工、掘削補助工A	ドリルジャンボ	ボール式・3アーム・2バケットドリル質量170kg 超級
掘削・支保工	コンクリート吹付機	吹付範囲半径7m 吐出量6~22m ³ 級
作業土工（坑門工）	バックホウ	山積1.4m ³

☐ 4 ポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物の使用 （※ 車道および側帯の舗装新設、改築および大規模な修繕（延長200m以上の全層打ち換え）を行う工事でポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する場合）

本工事は表層材料に耐流動対策混合物としてポリマー改質Ⅱ型アスファルト混合物を使用する工事であり、塑性変形輪数の基準値の適用区分となる道路区分等は以下のとおりである。（該当するものに「○」）

道路区分	舗装計画 (単位1日につき台)	交通量塑性変形輪数 (単位1メートルにつき回)	該当欄
第1種、第2種	3,000 以上	3,000	
第3種第1級及び第2級	3,000 未満	1,500	
第4種第1級			
その他		500	
交差点等耐流動対策混合物として使用		1,500	

☐ 5 植栽工 ※ 植栽に係る直接工事費が50万円以上となる工事の場合に記載

本工事で植栽する樹木等については、植樹保険に加入しなければならない。

また、工事完成届提出時まで、植樹保険付保証明書を提出しなければならない。

☐ 6 舗装版面取工

アスファルト舗装打継目については、舗装版切断面の面取を舗装打替厚さの50mmまで施工し、面取面には歴青材を薄く散布することとする。さらに、舗設前には歴青材を塗布した接合面を加熱処理することとする。

ただし、面取工を施工するための面取機、または傾斜式道路カッターが調達できないため、面取工を施工できない場合は、監督員と協議を行った上で従来の打継目処理を行うこととし、設計変更の対象とする。

☐ 7 鋼橋桁の輸送に要する費用

鋼橋桁については、(例えば東京)からの輸送に要する費用を計上しているが、受注者が施工計画

書で示した鋼橋桁の製作場所が(例えば東京)より近距離である場合、設計変更の対象とする。

□第14章 ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針に基づく工事箇所

「共通仕様書 土木工事編Ⅰ」第1編第1章総則「1-1-3「ふくしま公共施設等ユニバーサルデザイン指針」の取扱い」の規定について、本工事では、特に以下の基本方針の△印に該当するものについてユニバーサルデザインに配慮した施工をおこなうものとする。

□1 工事を行う基本方針(指針P13)

基本方針1 すべての人が 快適 に利用できる施設

- ☐① 特定の人が特別扱いされたり、いやな思いをすることのない施設
- ☐② 右利き、左利きに対応した施設
- ☐③ 利用方法や利用状況の説明が効果的に行われる施設
- ☐④ 視覚、聴覚、触覚など多様な手段で、必要な情報が十分に提供される施設
- ☐⑤ 補助器具や補助手段を効果的に活用できる施設
- ☐⑥ 繰り返しの動作や、長時間にわたる肉体的負担が伴わない施設
- ☐⑦ 利用場所に接近しやすく、利用する広さが適切な施設
- ☐⑧ 重要なものがよく見えるよう、視線が確保されている施設
- ☐⑨ 使用しようとする全てのものに容易に手が届く施設
- ☐⑩ 少ない労力で効率的に、楽に使える施設
- ☐⑪ 利用者に不自然な姿勢を強めない施設
- ☐⑫ プライバシーに配慮された施設
- ☐⑬ 天候や季節に左右されない施設
- ☐⑭ 疲れたときに休むことができる施設

基本方針2 すべての人が 簡単 に利用できる施設

- ☐① 使い方を直感的に理解できる施設
- ☐② 利用者の理解力や言語能力の違いが問題にならない施設
- ☐③ 必要な情報が容易にわかる施設

基本方針3 すべての人が 安全 に利用できる施設

- ☐① 安全に対する配慮が等しく確保される施設
- ☐② 危険や間違いやすい状況が発生しない施設
- ☐③ 使用方法を間違えても重大な結果につながらない施設
- ☐④ 注意が必要な操作において、不注意な操作を誘発しない施設
- ☐⑤ 危険なときや使用方法を間違えたときは、注意や警告を発する施設
- ☐⑥ 危険な部分が防護されている施設
- ☐⑦ 四季を通じて安全な施設
- ☐⑧ 災害時や不測の事態が生じて、安全に避難できる施設

基本方針4 さりげなく 美しい 施設

- ☐① 色や形状などの印象が、利用者にとって抵抗感がなく、受け入れられやすい施設

- ☐② 創意工夫された内容が、目立ちすぎず、さりげなくデザインされている施設
- ☐③ 地域の特性を生かし、周辺の景観と調和した施設
- ☐④ 自然や環境に配慮し、動植物にやさしい施設

基本方針5 どのような状況にも 柔軟 に対応できる施設

- ☐① できる限り同じ手段で利用できる施設
- ☐② 利用者に応じた使い方が選べる施設
- ☐③ 利用者のペースに合わせることができる施設
- ☐④ 情報がその重要さに応じて提供される施設
- ☐⑤ 補助器具の使用や人的介助に十分な空間を提供できる施設

☐2 特に重点をおいて工事する項目・箇所

☒第15章 記録保存の資料作成

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- ☒1 本工事は道路構造物の記録保存の対象工事である。
以下の資料を作成要領に基づき作成すること。
 - ・道路構造物の記録保存資料
- ☐2 本工事は道路舗装構成物の記録保存の対象工事である。
以下の資料、作成要領に基づき作成すること。
 - ・道路舗装構成等の記録保存資料

☐第16章 1日未満で完了する作業の積算

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、施工実施にあたり、作業量が1日未満で完了するものと見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められた場合に、「1日未満で完了する作業の積算」に基づき積算が出来る工事である。

☐第17章 施工箇所が点在する工事の積算

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は「施工箇所が点在する工事の積算方法」の対象工事である。

対象地区：〇〇工区（施工箇所〇〇、〇〇）、△△工区（施工箇所〇〇）、
□□工区（施工箇所□□）（ホームページではこれらを対象地区という）
（なお、積算上の親工区は、△△工区（施工箇所〇〇）とする。）

☐第18章 落橋防止装置の溶接施工等について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事において落橋防止装置の溶接施工等を行う際には、本章に基づき実施すること。

□第19章 ICT活用工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

- 1 本工事の発注方式は (☐ 受注者希望型 ・ ☐ 発注者指定型) である。

□2 ICT活用工事(土工等)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事(土工)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事(土工)」の対象工事である。

□3 ICT活用工事(舗装工)

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事(舗装工)実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事(舗装工)」の対象工事である。

□4 ICT活用工事(浚渫工(港湾))

本工事は、「福島県土木部ICT活用工事(浚渫工(港湾))実施要領」に基づき、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用する「ICT活用工事(浚渫工(港湾))」の対象工事である。

□第20章 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的処理について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

☑第21章 「総合評価方式(標準型・簡易型)における技術提案書に記載された事項の実施状況」の確認について

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

□第22章 熱中症対策に関する現場管理費補正試行工事

(詳細は技術管理課ホームページを参照のこと)

本工事は、「熱中症対策に関する現場管理費補正試行要領」の対象工事である。

☑第23章 電子納品

- 1 電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは「工事完成図書の電子納品要領(案)(平成16年6月)：(以下、「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
- 2 電子納品の運用にあたっては、「福島県電子納品運用ガイドライン(案)【土木工事編】(平成19年11月)」によるものとし、電子納品の有無、電子化する書類の範囲は、監督員との電子納品事前協議(以下、「事前協議」という。)により決定するものとする。
- 3 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体(CD-R)で正副2部の他、「事前協議」で工事完成検査時に紙で用意することとした書類を1部提出すること。
- 4 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステム等により電子納品に関する要領・基準(案)に適合していること、CADソフト付属のチェック機能等によりCAD製図基準(案)に適合していることのチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

□第24章 工事設計意図の情報共有を図るための三者協議会

- 1 本工事は、当該工事に係る設計の意図及び目的の的確な伝達と反映、工事施工段階における施工上の留意点に対する対応等を図るため、当該工事の施工者及びその詳細設計を担当した技術者と発注者とで構成する工事設計意図の情報共有を図るための三者協議会（以下「協議会」という。）を設置する工事である。
- 2 施工者は、工事受注後、速やかに設計図書の照査及び現地調査を実施し、施工計画立案に際しての疑問点や確認を要する事項を整理して、監督員に報告するものとする。
- 3 協議会の開催実施にあたっては、当初の工事打合せ時の他、監督員の指示によるものとする。

□第25章 南会津建設事務所複数監督員の権限について

福島県工事請負契約約款第9条第3項の規定による監督員の権限は、正監督員が有するものとする。

第26章 法定外の労災保険の付保

（本章はすべての工事に該当する）

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、法定外の労災保険契約を締結したことを証明する書類（証券等の写し）を提出しなければならない。

第27章 異常気象時における現場状況の報告

異常気象時の工事現場における対応について下記のとおりとする。

1 異常気象時等の対象について

（1）大雨・洪水等の警報発令時

「工事現場の該当市町村」の気象警報を対象とする。

（2）震度5弱以上の地震時

「工事現場の当該市町村」の震度5弱以上を対象とする。

ただし、気象条件及び現場条件等を勘案し、別途、監督員から指示がある場合は震度4の場合も対象とする。

2 パトロール等の実施及び報告の内容について

- ① 作業中であれば、作業を中止し、現場内及び周辺の状況把握に努める。
- ② 休工中であれば、必要に応じ2名以上を構成員とする警戒班（巡視員）を出動させて巡回点検（パトロール）を実施する。
- ③ 天気予報であらかじめ異常気象が予想される場合は、事前に防災監視体制を配備し待機する。
- ④ 危険箇所が発見された場合は、すみやかに危険箇所に立ち入らないよう防護措置を講じ、その旨を標示する。また、現場状況を把握し、2次災害防止に努める。
- ⑤ 警報が解除され、作業が再開する前には、工事現場の地盤のゆるみ、崩壊、陥没等の危険がないか入念に点検する。
- ⑥ 地震及び津波が発生した後に、作業を再開する前には、建設物、仮設物、資機材、建設機械、電気設備及び地盤、斜面状況等を十分点検する。

- ⑦ 異常の有無にかかわらず、点検結果を監督員に適宜報告する。また、報告方法はまず電話し、その後別紙様式にて建設事務所にFAX又はメールする。

3 報告期限について

- (1) 大雨・洪水等の警報発令時
警報発令後1時間以内及び降雨等の状況等により適宜。
- (2) 震度5弱以上の地震時
地震発生後1時間以内
(被害等が甚大でパトロールの実施が困難である場合などはこの限りでない)

第28章 再生資源利用計画書

(本章はすべての工事に該当する)

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

第29章 再生資源利用促進計画書

(本章はすべての工事に該当する)

- 1 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。

また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 2 受注者は、建設発生土の搬出先について、事前に当該工事の搬出先が盛土規制法など各種法令の許可状況等を満たしているか確認し、その結果を再生資源利用促進計画の添付資料（確認結果の現場揭示例※技術管理課ホームページ参照）として、工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 3 受注者は、建設発生土の搬出先に受領書（※技術管理課ホームページ参照）の交付を求め、その写しを5年間保存し、受領書の写しを完成図書に添付しなければならない。搬出先が県土木部の有償民間受入地の場合、受領書は「公共工事建設発生土の民間受入に関する試行要領」第9条の規定によるものとする。（※試行要領は技術管理課ホームページ参照）

- 4 受注者は、土壌汚染対策法の手続き状況を確認し、確認結果（確認結果の現場揭示例※技術管理課ホームページ参照）を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

□第30章 国土強靱化事業の取組に関する広報

本工事は国土強靱化事業の関連工事であるため、工事名標示板に「国土強靱化対策工事」の記載を行うこと。

記載方法については、下記を参照し監督員と協議すること。

工事名標示板のイメージ（例）

ご協力をお願いします	
洪水被害を防ぐため、 土砂を撤去しています	
いのちとくらしをまもる防災減災 国土強靱化対策工事	
令和〇年〇月〇日まで 時間帯〇:〇〇～〇:〇〇	
河川(交付)工事(開削)	
発注者	福島県〇〇建設事務所 〇〇課
施工者	〇〇〇〇建設株式会社
	電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

※主な工種等の記載に加え、枠内の記載を行う。

☑第31章 その他

- ☐ 1 本工事は概算数量発注工事であり、現地調査後、発注者及び受注者が合意した数量に基づき設計変更を行う。
- ☒ 2 受注者は、施工に先立ち、設計図書及び監督員の指示により現地調査を実施し、施工数量と施工位置について協議すること。
- ☒ 3 協議書等を提出する際は、別紙の管理表に提出日等を記載し管理するものとする。
- ☒ 4 現場代理人の常駐義務の緩和に該当する工事である。
落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合、発注者は必要な条件を付することができる。
- ☒ 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

- 6 本工事は、ストックヤード搬入出の対象工事である。
搬入出の可否については、土質区分、土量等を踏まえ、あらかじめ受発注者協議を行い決定すること。
運用方法については南会津建設事務所ホームページを参照。
ホームページ URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41360a/stockyard.html>
- ☑7 その他、下記による。
- ・ 当該工事は、発注者支援業務委託の受注者が関与する工事である。
 - ・ 八十里越工事関係者叶津地区連絡会議に加入し、安全施工に関する緊密な情報交換を行うと共に、非常時における臨機の措置を予め定める等の連絡調整を図り、協力して工事を安全かつ円滑に実施すること。
 - ・ 越後三山只見国定公園や只見柳津県立自然公園に隣接し、豊富な自然環境が保たれているため、動植物へ十分配慮し工事を実施すること。
 - ・ 工事用除雪については、現道からトンネルまでの工事用道路及び、トンネル仮設備ヤードを対象としているが、降雪前に除雪資料の作成方法等を協議すること。なお、工事のための除雪に係る費用については、実績精算とする。

南会津建設事務所 監督員名： 行 (FAX 0241-62-5340)

異常気象時等現場点検結果報告書

工 事 名	工 第 一 号		工 事	
場 所	市・郡		地内	
請 負 者	(会社名を記入)			
現 場 代 理 人	(現場代理人氏名を記入)			
点 検 日 時 (24 時間表示)	開 始	令和	年	月 日 時 分
	終 了	令和	年	月 日 時 分
点 検 項 目		異 常 の 有 無		
○現場内の状況				
・ 法面の崩壊		無 ・ 有		
・ 法面の亀裂		無 ・ 有 (延長____m、法長____m)		
・ 法面からの湧水		無 ・ 有		
・ 路面の陥没		無 ・ 有		
・ 仮設の設置状況		無 ・ 有		
・ 工事名看板、規制看板の設置状況		無 ・ 有		
・ 架空線の切断、電柱の転倒等		無 ・ 有		
・ 河川、水路の水位の上昇状況		無 ・ 有		
・ 土石流の発生		無 ・ 有		
・ 地すべりの発生		無 ・ 有		
○現場周辺の状況				
・ 法面の状況		無 ・ 有		
・ 路面の状況		無 ・ 有		
・ 流末排水の状況		無 ・ 有		
・ 雨量計の読み取り		____mm		
・ 土石流危険渓流の状況		無 ・ 有		
・ 砂防指定地の状況		無 ・ 有		
・ 急傾斜地崩壊危険区域の状況		無 ・ 有		
・ 地すべり危険区域の状況		無 ・ 有		
・ その他異常の有無		無 ・ 有		
処 置		内 容		

※上記は、参考例であり、点検項目については、適宜、工事内容及び現場状況に合わせて修正すること。



R6年度 施 工 協 議 等 管 理 表

[illegible]



25-41360-0023

道路橋りょう整備（交付）工事（トンネル）

国道289号

（仮称）平石山トンネル

トンネル特記仕様書

福島県南会津建設事務所

第一節 総則

第一条 適用範囲

本仕様は、国道289号（仮称）平石山トンネル建設工事について適用するものとする。

第二条 提出書類

請負者は、福島県土木工事共通仕様書に掲げる書類の他に監督員の指定する日までに次に掲げる書類も合わせて提出しなければならない。

- (1) 計測計画書
- (2) 計測報告書

第三条 その他

その他の事項については、福島県土木工事共通仕様書によるものとし、重複する事項は特記仕様書が優先するものとする。

第四条 計測計画書

請負者は、作業の実施にあたって、計測作業工程（関連試験を含む）機械器具及びその主な諸元、計測方法等を記載した計測計画書を提出して監督員の承諾を受けなければならない。

第五条 測定器具等の運搬取付

請負者は、測定器具等の運搬、取付にあたっては、慎重に取扱い、狂いが生じないように十分注意しなければならない。

第六条 測定頻度

天端・脚部沈下測定及び内空変位測定については、原則として下記のとおりとする。

D=掘削幅

切羽との離れ	測定頻度
0 ～ 0.5D	2回/日
0.5D ～ 2D	1回/日
2D ～ 5D	1回/2日
5D以上	1回/1週

上記以外の測定項目については、測定項目の目的に応じた測定頻度を確保するものとする。

第二節 通 則

第一条 一般

1. 本トンネルは、NATM 工法で施工することを原則とする。一般に NATM では、ある程度地山の変化を活用し、荷重をコントロールして地山の動きを平衡に導くという考え方も含まれるが、こ

の変位させることと、地山を緩ませることを混同することがないように特に注意し、地山強度を最大限に活用しトンネルの安定を導くよう努力しなければならない。

2. 工事に伴う、粉塵及び内燃機関の排気ガス等は、換気を十分行って清掃するものとし吹付コンクリート作業に伴う粉塵の増加は、発生防止に努めると共に必要に応じて粉塵量の測定を行い、施工方法の変更も含め監督員と協議するものとする。

(1) 建設工事におけるガス、粉塵の許容濃度

種類	許容濃度
CO（1日の実労働時間の平均濃度）	50 ppm
粉塵	2 mg/m ³

- (2) 厚生労働省発出「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」(令和2年7月20日 基発0720 第2号)について適用するものとする。

3. 吹付コンクリート作業では、セメントやアルカリ性急結剤の使用により坑内排水の強アルカリ化が生じることもあり、この場合には、排水処理設備にPH調整を考慮しなければならない。

第二条 掘削

1. 地山は支保の一部として、トンネルの安定をはかるものであるから、地山の強度を損なわないように掘削しなければならない。
2. 掘削面は、局部的な応力集中をさけるため、出来るだけ平滑にしあげなければならない。
3. 掘削を長時間休止する場合には、内空変位や地質状態を判断し必要な場合には、鏡部への吹付コンクリート、増しボルト等を施工する。
4. インバート掘削の一掘削長は、内空変位の計測結果等を考慮して決定するものとする。
5. 部分掘削は、応力集中、ゆるみ発生の原因となるので最小限のベンチ長としてできる限り早く断面を閉合するように施工しなければならない。
6. 掘削は出来るだけ一定の速度を保つようにしなければならない。
7. 本トンネルの地質は、別添の断面等（地質横断図）のとおりである。
8. 切羽管理者は、常に地質の状況及び地山の挙動を観察し、予期しない地質及び挙動を発見した場合には、すみやかに監督員に報告すると共に、補助工法の採用や支保部材の修正を含む適切な処置を講じなければならない。

第三節 吹付コンクリート

第一条 一般

1. 吹付コンクリートの配合は、必要な強度耐久性が得られ、水密性、付着性、施工性のよいコンクリートが得られるように定めなければならない。
2. 吹付コンクリートは、厚さが一様になるように吹き付けること。
3. 地山にメッシュを張る場合には、地山との間に剥離した土砂の堆積がないようにすること。
4. メッシュは、吹付け作業によって移動、振動などが起こらないように所定の位置に固定しなければならない。
5. 吹付コンクリートは、特に施工ジョイントがトンネル全体の弱い部分となり地山荷重が増大した場合に、クラックが入りやすいのでメッシュは横断方向及び円周方向に15cm以上ラップさせること。
6. 吹付コンクリートの施工に際し、ノズルの角度は吹付面に直角となるようにし、ノズルと吹付面との距離は、材料の衝突速度と付着が最適となるように決めなければならない。
7. 吹付コンクリートに用いる急結剤は、吹付コンクリートの強度に影響があるため正確に計量しなければならない。
8. 示方配合により現場配合設計をする場合、使用する材料の変更、または示方配合の修正の必要が認められた場合は、配合を修正した資料に基づき、試験吹付けを実施し、コンクリートの付着性状、はね返り状況、圧縮強度等の確認を行い、監督員の承諾を得なければならない。

第二条 施工管理

1. 出来高管理（吹付厚さ）

吹付コンクリートの吹付厚さの管理は、最小厚管理とする。

$$\text{吹付厚} \quad t \text{ (mm)} > \text{設計厚}$$

(1) 検測間隔

施工延長20m以内に一断面の検測箇所を設けるものとする。

(2) 検測箇所

検測箇所は、少なくとも、アーチ部5カ所、側壁左右各1箇所の計7箇所とする。

(3) 検測方法

検測孔によるものを原則とし、検測孔はロックボルト打設孔を利用してもよいが、ロックボルトを打設しない場合は、電動オーガー等により32mm以上で削孔し、検測ピンにて測定する。

2. 品質管理

吹付コンクリートの品質管理は次表を標準とする。

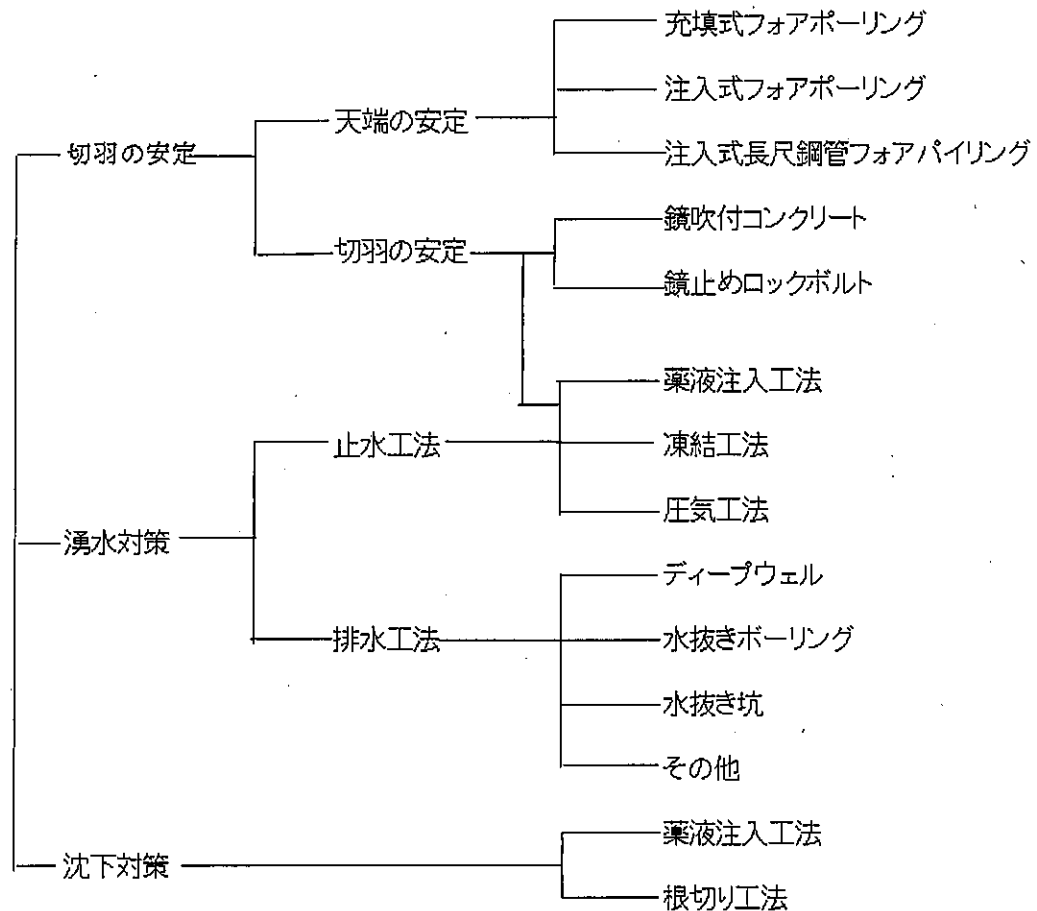
種別	管理項目	管理内容及び試験	規格値	試験値	管理方式
日常 管理	配合	配合及び使用量の検査			現場配合による
		吹付コンクリートの付着性、跳ね返り等の観察			
	変状等	ひび割れ等の観察			
定期 管理	強度	(長期強度) 各材令の圧縮強度試験は、ビーム状型枠によって採取した供試体または $\phi 50 \times 100$ 、 $\phi 100 \times 200$ の供試体により一軸圧縮試験を行う	管理目標強度 $\sigma 7 = 9 \text{ N/mm}^2$ $\sigma 28 = 18 \text{ N/mm}^2$ 以上とする。	トンネル延長 40m 毎に 1 試験につき 3 供試体以上とする。	材令～圧縮強度の 関係をグラフにまとめる
		(短期強度) 同上 24 時間の材齢強度	管理目標強度 $\sigma 24\text{H} = 4 \text{ N/mm}^2$ 程度とする。	トンネル延長 40m 毎に 1 試験につき 1 供試体以上とする。	(ブルアウト) 急結剤毎の短期強度を知 ることを目的とし材令～ 圧縮強度をグラフにまと める

第四節 補助工法

第一条 一般

1. トンネルにおける補助工法は、主に天端の安定、切羽の安定に集約できるが、NATMの補助工法を目的ごとに分類すると次のようになる。

以下、現場の状況に即応し福島県土木設計マニュアル[道路編]記載のフローをもとに適切な工法を採用するものとするが、採用に当たっては事前に監督員と協議するものとする。



(OCP、地中壁、シートパイル)

(注) 補助工法に含まれないが、この他に切羽の安定手段として、リングカット工法や切羽を傾斜させる、1回の掘削長を短くする方法がある。

第五節 覆工コンクリート

第一条 施工管理

1. 出来形管理

項目	規格値	測定基準	管理基準
基準高	± 5 0 mm	施工延長 2 0 m に 1 箇所	共通仕様書による
幅（全幅） B1 B2	全幅は - 4 0 mm 片側では - 3 0 mm	同上	同上
高さ h	- 3 0 mm + 5 0 mm	同上	同上
厚さ t	設計値以上	共通仕様書による	同上

2. 一次覆工（吹付コンクリート）時の出来形管理

項目	規格値	測定基準	管理基準
基準高	± 5 0 mm	施工延長 2 0 m に 1 箇所	共通仕様書による
幅（全幅） B1 B2	全幅は - 4 0 mm 片側では - 3 0 mm	同上	同上
高さ h	- 3 0 mm + 5 0 mm	同上	同上

第二条 施工計画・施工方法について

本トンネルの二次覆工の施工計画、施工方法は重要であり、具体的内容については、トンネルコンクリート施工指針（案）によること。

なお、施工計画、施工方法にあたり、疑義があれば監督員と協議するものとする。

第六節 計測

第一条 計測目的

計測の目的は、トンネル掘削に伴う周辺地山の挙動、各支保部材の効果を把握し、工事の安全及び経済性を確認することにある。

したがって、具体的に次の目的について計測を行うものとする。

- (1) 周辺地山の挙動を把握する。
- (2) 各支保部材の効果を知る。
- (3) 構造物としてのトンネルの安全性を確保する。
- (4) 最適支保パターンの追求により経済性を追求する。

- (5) 継続工事等の工事計画のための資料とする。

第二条 計測項目

計測A（日常の計測）

- (1) 坑内観察調査
- (2) 内空変位測定
- (3) 天端・脚部沈下測定
- (4) 地表面沈下測定

第三条 計測内容

(1) 坑内観察調査

切羽の地質状況及び既施工区間における、一時支保の状況を調査記録し必要に応じて適切な処置を講じる。

(2) 内空変位測定

トンネルの壁面間の変位量及びその変化を知り、周辺地山の安全性等を検討する。

(3) 天端・脚部沈下測定

天端・脚部の絶対沈下量及びその変化を知り、周辺地山、特にトンネル上部の安全性を検討する。

(4) 地表面沈下測定

坑口部における地表面沈下量及びその変化を知り、周辺地山、特にトンネル上部の地表面沈下を測定する。

(5) その他

計測の配置及び内容については別添図面の計測工図によるが、現場の変位測定状況により、計測の配置及び内容の見直しについては、監督員と協議するものとする。

第七節 仮設

第一条 仮設計画

吹付プラントは能力指定とする。ただし、その他の仮設及び建屋等については、参考仮設とする。その他の当初の設計条件に変更が生じる場合は、監督員と協議するものとする。

第二条 汚濁水処理

1. 請負者は施工の実施にあたって、現況における環境調査を行い、監督員にその結果を報告しなければならない。
2. 坑内湧水及びコンクリート機器の洗浄用水などの汚濁水は、沈殿槽により処理し放流するものとする。また、薬剤等によるPH処理は別途協議とする。
3. 汚水排水基準は、福島県の基準とする。
4. 汚水処理設備に使用する炭酸ガス、PAC、高分子等の薬剤使用量については、原水及び放流水のPH流量計測結果を基に監督員と協議するものとする。
5. 放流水等の確認は下表を標準とするが、仮設の浸透施設等を介し流末への影響を最大限抑制し処理水を放流する。

項目	測定方法	測定箇所	測定頻度
放流水の色・匂い等	視認・記録計	直下	毎日
河川PH	PH試験	下流100m	1回/月

※異常を発見した場合はすみやかに監督員に報告し、原因究明と対策を講じること。

第三条 騒音、振動

1. 請負者は施工にあたって、現地の状況(土地利用、周辺環境等)により、振動、騒音等、周辺施設に悪影響を及ぼさないよう施工すること。

第四条 粉じん

1. 請負者は施工にあたって、「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に定める方法により、粉じん濃度を測定し、粉じん濃度目標レベル以下とするとともに、粉じん対策は請負者の責任において実施するものとする。
2. 換気方法・換気量について、当初の設計条件に変更が生じる場合は、監督員と協議するものとする。

